

## 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成31年3月19日付けで行った「2018年7月15日からの一貫校登下校に係るバス会社との協議関係文書一切」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成31年3月29日付け30瀬教政第743号で行った開示決定の処分は妥当である。

## 2 審査請求人の主張の趣旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成31年3月19日付けで行った「2018年7月15日からの一貫校登下校に係るバス会社との協議関係文書一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が平成31年3月29日付け30瀬教政第743号で行った開示決定の処分について、「バス会社との協議結果を記した文書」（以下「本件対象文書」という。）の追加の開示を求めるものである。

### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 開示された文書によれば、平成30年8月24日、10月19日及び平成31年2月5日の3回バス会社と協議が行われている。

協議が行われれば、その結果、合意された事項、継続協議となった事項等が文書化され、担当部の共通認識となることは当然である。

イ 特にバス会社との協議結果は、大きな予算措置を求められる可能性がある。当然、市議会及び市民への説明責任がある。協議で確定した事項等について、処分庁は、記憶に従って説明するとしても言うのであろうか。

ウ よって、仮に作成された文書の一部を開示しない場合があるとしても、協議結果を記載した文書そのものが不存在（作成されていない）ということは、考えられない。

## 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

ア 本件開示請求については、全て開示している。協議事項については、処分庁とバス会社との確認事項を踏まえたものであり共通の認識になり得、瀬戸市の小中一貫校の児童生徒が今後通学にバスを安全に利用するための事項を記載したものである。

イ よって、本件対象文書は不存在であり、開示することはできない。

#### 4 審査請求に係る経過

平成31年 3月19日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出  
平成31年 3月29日 処分庁は公文書開示決定をし、通知書を送付  
令和元年 5月11日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出  
令和元年 5月31日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼  
令和元年 6月18日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出  
令和元年 7月1日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼  
令和元年 7月7日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出  
令和元年 8月28日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施  
令和元年 9月11日 処分庁から審査庁へ回答書を提出  
令和元年10月1日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出  
令和元年10月1日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付  
令和元年12月13日 第1回審査  
令和2年 3月2日 第2回審査

#### 5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

審査請求の趣旨は、処分庁とバス会社との協議結果を記載した文書の開示を求めるものである。開示された文書は、協議事項として「〇〇について」と記載されているのみであり、合意事項等の協議結果は記載されていない。外部の会社、法人等と協議する場合、協議結果は当然記録されるべきことであり、また、予算措置を必要とする場合は、より留意され記録されるべきことである。よって、関係文書は存在する。

また、弁明書に「バス会社との協議事項についてはバス会社との確認事項を踏まえたものであり共通の認識になり得」との記載があるが、何を述べたいのか意味不明である。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

処分庁とバス会社との共通認識を確認するために平成30年度に3回の協議を行ったが、議事録は作成していない。

なお、令和元年度においては、平成30年度の協議とは異なり、運行ダイヤ等の通学と直接関係する事項を協議しており、議事の内容を記録している。

したがって、本件対象文書は存在しない。

(3) そこで、本審査会は、本件対象文書について処分庁が不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

第一に、審査請求人の主張のとおり、処分庁がバス会社と協議したのであれば、その協議結果は存在すると考えることが自然であることから、本件開示請求に係る協議結果、議事録その他バス会社との協議に関係する文書の有無の確認を行った。

処分庁からは、担当者間の引継書のみ存在するとの回答であったが、当該引継書を

確認したところ、本件開示請求に対し開示した公文書の一部が添付されているのみであり、新たにバス会社との協議結果を記した文書として認められるものはなかった。

また、バス会社との協議に係る公文書として、バス運行に関する事業の予算を計上する際に何らかの資料を用いていた可能性があるため併せて確認を行ったが、処分庁からは、バス会社との協議に基づき実施される路線バス事業と並行して検討していた専用スクールバス事業に要する費用を予算として計上したため、該当する文書は存在しないとの回答であった。

第二に、処分庁は、令和元年度からバス会社との協議結果を残しているとの説明があったことから、本件開示請求で対象となった期間において、バス会社との協議結果を作成しなかった理由について確認を行った。

処分庁からは、従来の説明の補足として、本件開示請求で対象となった期間より前に当たる平成29年10月11日、11月15日、12月6日及び平成30年6月7日にもバス会社との協議を実施しており、その中で課題・問題点を整理したため、本件開示請求で対象となった期間である平成30年8月24日、10月19日及び平成31年2月5日に実施したバス会社との協議は、当該課題・問題点を共通認識として確認することを目的として行ったことから、議事録を作成していないとの回答がなされた。

なお、処分庁から平成29年10月11日、11月15日、12月6日及び平成30年6月7日に実施したバス会社との協議に係る文書について提出を受けたので確認を行った。その内容は、本件開示請求により開示した公文書と比較すると、より具体的な項目が挙げられていたが、当該文書は協議を実施するための次第や資料であり協議結果ではなかった。また、当該文書を使用してバス会社と協議を実施することについての起案等の存在も確認できなかった。

(4) したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、処分庁は審査請求人が求める本件対象文書を保有していないと判断せざるを得ないとの結論に至った。

## 6 結論

以上のことから、本件について、上記1のとおり判断した。

## 7 補足意見

本審査会の結論及び判断の理由については以上のとおりであるが、情報公開制度の理念及び趣旨に鑑みて、公文書の作成について補足的に意見を述べる。

そもそも、公文書の作成については、事業の執行に当たり、意思決定及びその経緯を含めて作成することが公正かつ開かれた行政を実現し、市民への説明責任を果たしていくために必要なことである。

本件の場合、処分庁は、バス会社との協議に当たり、バス会社との共通認識の確認で

あることを理由に議事録の作成をしていないとの弁明であったが、軽微な確認の場合であっても議事録が作成されていなければ、当事者間で合意に至った内容等が不明なものとなるだけでなく、協議を実施したことすら証明できなくなり、適切に職務が執行されたと理解されることが難しくなる。共通認識の確認が目的の協議であっても、協議の実施記録として日時、出席者等の記載に加え、例えば、資料説明による疑義は無かった等の概要を記載したものがあれば、それを議事録として開示することができたところである。

また、開示決定及び審査請求に対する処分庁の弁明は、文書が不存在であることのみを理由としているが、このことが審査請求人に疑念を抱かせる結果となっているように思われる。

すなわち、単に本件開示請求で対象となった期間に文書が存在しないという理由ではなく、本件開示請求で対象となった期間の前に課題・問題点を整理している点、本件開示請求で対象となった期間については当該課題・問題点の確認であったことから議事録を作成しなかった点、令和元年度からは具体的な協議が始まることから議事録を作成している点などを、審査請求人に十分に説明すべきであった。

行政の職務遂行に当たっては、公平性のみならず、透明性や説明責任を求められるところである。必要な文書作成・管理を行うことが、その要請に適うとともに、適正な職務執行を証明することにもなる。今後は、情報公開制度の趣旨を意識し、適正な事務となるよう改善に努められたい。